

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（元気な地域づくり交付金池ノ内地区）を行うことについて平成19年3月30日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成19年4月27日から同年5月17日まで縦覧に供する。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀